

# 連帯保証人名称・住所等変更届出書 -保04-4010号-

広島県 信用保証協会 行

平成 年 月 日  
西暦

次のとおり変更がありましたので届出します。

住 所

被保証人の顧客番号を記入してください。

被保証人名または  
連帯保証人名または  
金融機関本支店名  
代表者名

⑩

担当者 電話番号 ( ) -

被保証人	変更する連帯保証人(変更前をご記入ください)
顧客番号	フリガナ 住所
被保証人名	フリガナ 氏名・商号

変更事項	変更後
(該当するものに○印を付けてください) 1 氏名・法人名 2 住 所 3 組 織 4 合 併 5 死 亡 6 そ の 他 ( )	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>

改印の場合、新印鑑

変更・訂正理由

- ※変更事項が合併の場合は被保証人本人からの届出が、変更事項が改印の場合は連帯保証人本人からの届出が必要となります。
- ※会社分割、成年後見、流動資産担保融資保証の第三債務者の変更および特定社債保証については、別途専用の届出書をご利用ください。
- ※保証申込等、他の手続で申告済の場合は不要です。

変更事項	添付書類・注意事項
1. 氏名・法人名	個人…「戸籍謄(抄)本」・「印鑑証明書」、法人…「商業登記簿謄(抄)本」・「印鑑証明書」
2. 住所	個人…「印鑑証明書」、法人…「商業登記簿謄(抄)本」・「印鑑証明書」 ※取扱店舗に変更がある場合は、別途債権移管届を提出してください。(取扱店舗の変更 1. 有 2. 無 )
3. 組織	「商業登記簿謄(抄)本」・「印鑑証明書」 ※法人成り等、債務引受が必要な場合は条件変更の手続きを行ってください。
4. 合併	合併が記載された「商業登記簿謄本」、合併により閉鎖された「商業登記簿謄本」・「印鑑証明書」・「合併契約書」 ※被保証人が他の会社を吸収する場合届出は不要です。
5. 死亡	死亡された方の「除籍謄本」 ※民法第465条の4第3号の規定により、保証人が死亡したときは当該保証人との根保証契約における主たる債務の元本が確定します。直ちに根保証の貸出中止が必要になりますのでご注意ください。 ※連帯保証人変更の条件変更を行って下さい。
6. 改印	個人…「印鑑証明書」、法人…「印鑑証明書」

協会専用欄

受 付 日	長	係

処 理 日	係